

令和 4 (2022) 年度科学研究費助成事業における交付条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」の主な変更点

令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
<p data-bbox="161 472 791 1025">< 「基盤研究 (C)」、「挑戦的研究 (開拓)」、「挑戦的研究 (萌芽)」、「挑戦的萌芽研究」(平成 28 (2016) 年度以前に採択された研究課題)、「若手研究」、「若手研究 (B)」(平成 29 (2017) 年度以前に採択された研究課題)、「研究活動スタート支援」、「基盤研究 (B)」のうち平成 27 (2015) 年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B))」(令和 3 (2021) 年度に採択された研究課題)、「新学術領域研究 (研究領域提案型) 『国際共同研究加速基金 (国際活動支援班)』」(平成 28 (2016) 年度以前に採択された研究課題) 及び、「国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)」 ></p> <p data-bbox="161 1106 276 1137">1 総則</p> <p data-bbox="248 1216 301 1247">(略)</p> <p data-bbox="172 1328 555 1359">【研究活動の公正性の確保等】</p> <p data-bbox="172 1366 791 1509">1-6 研究活動における不正使用、不正受給 (偽りその他不正な手段による研究費の受給) 若しくは不正行為が行われること、又は関与することがあってはならない。</p>	<p data-bbox="823 472 1453 1025">< 「基盤研究 (C)」、「挑戦的研究 (開拓)」、「挑戦的研究 (萌芽)」、「挑戦的萌芽研究」(平成 28 (2016) 年度以前に採択された研究課題)、「若手研究」、「若手研究 (B)」(平成 29 (2017) 年度以前に採択された研究課題)、「研究活動スタート支援」、「基盤研究 (B)」のうち平成 27 (2015) 年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B))」(令和 3 (2021) 年度に採択された研究課題)、「新学術領域研究 (研究領域提案型) 『国際共同研究加速基金 (国際活動支援班)』」(平成 28 (2016) 年度以前に採択された研究課題) 及び、「国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)」 ></p> <p data-bbox="823 1106 938 1137">1 総則</p> <p data-bbox="908 1216 960 1247">(略)</p> <p data-bbox="834 1328 1453 1397">【研究活動の健全性・公正性 (研究インテグリティ) の確保等】</p> <p data-bbox="834 1404 1453 1583">1-6 <u>研究代表者及び研究分担者は、科研費による研究活動を行うに当たり、自身の研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。</u></p> <p data-bbox="887 1590 1453 2029"><u>また、研究活動における不正使用 (故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用)、不正受給 (偽りその他不正な手段による研究費の受給) 若しくは不正行為 (発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用) が行われること、又は関与することがあってはならない。</u></p>

<p>2 直接経費の使用</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p> <p>(略)</p> <p>【研究分担者の変更】</p> <p>(略)</p> <p>3-9 研究代表者は、「3-8」に規定する研究分担者の変更において、研究分担者を新たに加える場合には、事前に、研究分担者承諾の手続を行わなければならない。その際、「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」においては、様式F-1-1「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式F-1-2「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>4 間接経費の譲渡等</p> <p>(略)</p> <p>5 実施状況の報告</p> <p>(略)</p> <p>6 実績の報告</p> <p>(略)</p> <p>7 研究成果報告書等の提出</p>	<p>2 直接経費の使用</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p> <p>(略)</p> <p>【研究分担者の変更】</p> <p>(略)</p> <p>3-9 研究代表者は、「3-8」に規定する研究分担者の変更において、研究分担者を新たに加える場合には、事前に、研究分担者承諾の手続を行わなければならない。その際、「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」においては、様式F-1-1「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式F-1-2「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>4 間接経費の譲渡等</p> <p>(略)</p> <p>5 実施状況の報告</p> <p>(略)</p> <p>6 実績の報告</p> <p>(略)</p> <p>7 研究成果報告書等の提出</p>
---	--

(略)

8 研究成果の発表

(略)

9 その他

【研究倫理教育の受講等の確認】

- 9-1 研究代表者は、研究分担者を新たに追加する場合は、日本学術振興会に様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」を提出する前に、研究分担者承諾の手続きを行い、研究分担者が研究倫理教育の受講等をしたことを確認しなければならない。その際、「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」においては、様式F-1-1「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式F-1-2「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管しなければならない。

(略)

(略)

8 研究成果等の発表・活用

(略)

【国際活動の知見の提供】

- 8-3 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見がある場合には、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究機関の求めに応じ、当該知見等の提供に努めなければならない。

「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」及び「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」については、上記「8-3」に代えて下記「8-3-1」のとおりとする。

【国際活動の知見の提供】

- 8-3-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見を、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて積極的に所属研究機関に提供しなければならない。

9 その他

【研究倫理教育の受講等の確認】

- 9-1 研究代表者は、研究分担者を新たに追加する場合は、日本学術振興会に様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」を提出する前に、研究分担者承諾の手続きを行い、研究分担者が研究倫理教育の受講等をしたことを確認しなければならない。~~その際、「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」においては、様式F-1-1「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式F-1-2「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管しなければならない。~~

(略)

<p>(略)</p>	<p>【科研費の審査等への協力】 <u>9-4 研究代表者及び研究分担者は、科研費の審査委員選考に資する独立行政法人日本学術振興会審査委員候補者データベースの更新依頼があった場合には積極的に協力しなければならない。</u></p> <p>(略)</p>
------------	---

2. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
<p>独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が取り扱う科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)、「基盤研究(C)」、「挑戦的研究(開拓)」、「挑戦的研究(萌芽)」、「挑戦的萌芽研究」(平成28(2016)年度以前に採択された研究課題)、「若手研究」、「若手研究(B)」(平成29(2017)年度以前に採択された研究課題)、「基盤研究(B)」のうち平成27(2015)年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))」(令和3(2021)年度に採択された研究課題)、「新学術領域研究(研究領域提案型)『国際共同研究加速基金(国際活動支援班)』」(平成28(2016)年度以前に採択された研究課題)、「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」に限る。) (以下「助成金」という。)の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が取り扱う科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)、「基盤研究(C)」、「挑戦的研究(開拓)」、「挑戦的研究(萌芽)」、「挑戦的萌芽研究」(平成28(2016)年度以前に採択された研究課題)、「若手研究」、「若手研究(B)」(平成29(2017)年度以前に採択された研究課題)、「基盤研究(B)」のうち平成27(2015)年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))」(令和3(2021)年度に採択された研究課題)、「新学術領域研究(研究領域提案型)『国際共同研究加速基金(国際活動支援班)』」(平成28(2016)年度以前に採択された研究課題)、「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」に限る。) (以下「助成金」という。)の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>
<p>1 申請資格の確認</p>	<p>1 申請資格の確認</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1-4 「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」においては、研究代表者が交付申請書又は支払請求書に記載している研究分担者の「研究分担者承諾書」を保管していることを確認すること。</p>	<p>1-4 「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」においては、研究代表者が交付申請書又は支払請求書に記載している研究分担者の「研究分担者承諾書」を保管していることを確認すること。</p>
<p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p>	<p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 研究機関が行う事務の内容</p>	<p>3 研究機関が行う事務の内容</p>

(略)

【助成金の支払請求に係る手続】

3-15 研究代表者が、各年度に必要となる経費について請求しようとする場合には、研究代表者が作成する様式F-2-1「支払請求書」を取りまとめ、各年度の3月1日までに日本学術振興会へ提出すること。

「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」については、上記「3-15」に代えて下記「3-15-1」のとおりとする。

3-15-1 研究代表者が、各年度に必要となる経費について請求しようとする場合には、研究代表者が作成する様式F-2-1「支払請求書」を取りまとめ、様式E-8「支払請求書（表紙）」を添えて各年度の3月1日までに日本学術振興会へ提出すること。

【助成金の前倒し支払請求に係る手続】

3-16 研究代表者が、各年度において、研究計画変更等に伴い、年度途中で助成金の前倒し支払を求める場合には、研究代表者が作成する様式F-3-1「前倒し支払請求書」を取りまとめ、各年度の9月1日、12月1日までに日本学術振興会へ提出すること。

「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」については、上記「3-16」に代えて下記「3-16-1」のとおりとする。

3-16-1 研究代表者が、各年度において、研究計画変更等に伴い、年度途中で助成金の前倒し支払を求める場合には、研究代表者が作成する様式F-3-1「前倒し支払請求書」を取りまとめ、様式E-9「前倒し支払請求（表紙）」を添えて各年度の9月1日、12月1日までに日本学術振興会へ提出すること。

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-17 交付申請書の記載内容の変更に当たり、次の手続を行うこと。

(略)

(略)

【助成金の支払請求に係る手続】

3-15 研究代表者が、各年度に必要となる経費について請求しようとする場合には、研究代表者が作成する様式F-2-1「支払請求書」を取りまとめ、各年度の3月1日までに日本学術振興会へ提出すること。

~~「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」については、上記「3-15」に代えて下記「3-15-1」のとおりとする。~~

~~3-15-1 研究代表者が、各年度に必要となる経費について請求しようとする場合には、研究代表者が作成する様式F-2-1「支払請求書」を取りまとめ、様式E-8「支払請求書（表紙）」を添えて各年度の3月1日までに日本学術振興会へ提出すること。~~

【助成金の前倒し支払請求に係る手続】

3-16 研究代表者が、各年度において、研究計画変更等に伴い、年度途中で助成金の前倒し支払を求める場合には、研究代表者が作成する様式F-3-1「前倒し支払請求書」を取りまとめ、各年度の9月1日、12月1日までに日本学術振興会へ提出すること。

~~「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」については、上記「3-16」に代えて下記「3-16-1」のとおりとする。~~

~~3-16-1 研究代表者が、各年度において、研究計画変更等に伴い、年度途中で助成金の前倒し支払を求める場合には、研究代表者が作成する様式F-3-1「前倒し支払請求書」を取りまとめ、様式E-9「前倒し支払請求（表紙）」を添えて各年度の9月1日、12月1日までに日本学術振興会へ提出すること。~~

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-17 交付申請書の記載内容の変更に当たり、次の手続を行うこと。

(略)

②補助事業の廃止

研究代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式F-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の助成金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式F-7-2「実績報告書(研究実績報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

研究代表者が欠けた場合には、その旨を様式F-5-2「研究代表者死亡等報告書」により日本学術振興会に報告するとともに必要な事務を行った上で、未使用の助成金を返還し、様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」により日本学術振興会に実績報告を行うこと。

「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については、上記「②」に代えて下記「②-1」のとおりとする。

②-1 補助事業の廃止

研究代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式F-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の助成金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」(様式E-3-2「収支決算報告書(表紙)」を添える。)及び様式F-7-2「実績報告書(研究実績報告書)」(様式E-4-2「研究実績報告書(表紙)」を添える。)を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

研究代表者が欠けた場合には、その旨を様式F-5-2「研究代表者死亡等報告書」により日本学術振興会に報告するとともに必要な事務を行った上で、未使用の助成金を返還し、様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」(様式E-3-2「収支決算報告書(表紙)」を添える。)により日本学術振興会に実績報告を行うこと。

②補助事業の廃止

研究代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式F-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の助成金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式F-7-2「実績報告書(研究実績報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

研究代表者が欠けた場合には、その旨を様式F-5-2「研究代表者死亡等報告書」により日本学術振興会に報告するとともに必要な事務を行った上で、未使用の助成金を返還し、様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」により日本学術振興会に実績報告を行うこと。

~~「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については、上記「②」に代えて下記「②-1」のとおりとする。~~

~~②-1 補助事業の廃止~~

~~研究代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式F-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の助成金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」(様式E-3-2「収支決算報告書(表紙)」を添える。)及び様式F-7-2「実績報告書(研究実績報告書)」(様式E-4-2「研究実績報告書(表紙)」を添える。)を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。~~

~~研究代表者が欠けた場合には、その旨を様式F-5-2「研究代表者死亡等報告書」により日本学術振興会に報告するとともに必要な事務を行った上で、未使用の助成金を返還し、様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」(様式E-3-2「収支決算報告書(表紙)」を添える。)により日本学術振興会に実績報告を行うこと。~~

(略)

⑦研究分担者の変更

研究代表者が、研究分担者を変更する場合に、当該研究代表者が作成する様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については、上記「⑦」に代えて下記「⑦-1」のとおりとする。

⑦-1 研究分担者の変更

研究代表者が、研究分担者を変更する場合に、当該研究代表者が作成する様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

上記の変更において、研究分担者が新たに加えられる場合には、事前に、当該研究代表者が、様式F-11「研究分担者承諾書(他機関用)」又は様式F-12「研究分担者承諾書(同一機関用)」を徴し、これを保管しなければならないこととしているので、必要に応じ事務的な援助を行い、研究代表者が様式F-11「研究分担者承諾書(他機関用)」又は様式F-12「研究分担者承諾書(同一機関用)」を保管していることを確認すること。

⑧補助事業期間の延長

研究代表者が、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、当該研究代表者が作成する様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については、上記「⑧」に代えて下記「⑧-1」のとおりとする。

⑧-1 補助事業期間の延長

研究代表者が、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日

(略)

⑦研究分担者の変更

研究代表者が、研究分担者を変更する場合に、当該研究代表者が作成する様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

~~「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については、上記「⑦」に代えて下記「⑦-1」のとおりとする。~~

~~⑦-1 研究分担者の変更~~

~~研究代表者が、研究分担者を変更する場合に、当該研究代表者が作成する様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。~~

~~上記の変更において、研究分担者が新たに加えられる場合には、事前に、当該研究代表者が、様式F-11「研究分担者承諾書(他機関用)」又は様式F-12「研究分担者承諾書(同一機関用)」を徴し、これを保管しなければならないこととしているので、必要に応じ事務的な援助を行い、研究代表者が様式F-11「研究分担者承諾書(他機関用)」又は様式F-12「研究分担者承諾書(同一機関用)」を保管していることを確認すること。~~

⑧補助事業期間の延長

研究代表者が、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、当該研究代表者が作成する様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

~~「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については、上記「⑧」に代えて下記「⑧-1」のとおりとする。~~

~~⑧-1 補助事業期間の延長~~

~~研究代表者が、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日~~

までに、当該研究代表者が作成する様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」を取りまとめ、様式E-10-1「補助事業期間延長承認申請書(表紙)」を添えて日本学術振興会に対し申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

【実施状況報告等に係る手続】

3-18 各補助事業について、研究計画最終年度を除く各年度終了後、翌年度の5月31日までに、研究代表者が作成する様式F-6-1「実施状況報告書(収支状況報告書)」及び様式F-7-1「実施状況報告書(研究実施状況報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については、上記「3-18」に代えて下記「3-18-1」のとおりとする。

【実施状況報告等に係る手続】

3-18-1 各補助事業について、研究計画最終年度を除く各年度終了後、翌年度の5月31日までに、研究代表者が作成する様式F-6-1「実施状況報告書(収支状況報告書)」(様式E-3-1「収支状況報告書(表紙)」を添える。)及び様式F-7-1「実施状況報告書(研究実施状況報告書)」(様式E-4-1「研究実施状況報告書(表紙)」を添える。)を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

【実績報告等に係る手続】

3-19 各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式F-7-2「実績報告書(研究実績報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の助成金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については、上記「3-19」に代えて下記「3-

~~までに、当該研究代表者が作成する様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」を取りまとめ、様式E-10-1「補助事業期間延長承認申請書(表紙)」を添えて日本学術振興会に対し申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。~~

(略)

【実施状況報告等に係る手続】

3-18 各補助事業について、研究計画最終年度を除く各年度終了後、翌年度の5月31日までに、研究代表者が作成する様式F-6-1「実施状況報告書(収支状況報告書)」及び様式F-7-1「実施状況報告書(研究実施状況報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

~~「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については、上記「3-18」に代えて下記「3-18-1」のとおりとする。~~

~~**【実施状況報告等に係る手続】**~~

~~3-18-1 各補助事業について、研究計画最終年度を除く各年度終了後、翌年度の5月31日までに、研究代表者が作成する様式F-6-1「実施状況報告書(収支状況報告書)」(様式E-3-1「収支状況報告書(表紙)」を添える。)及び様式F-7-1「実施状況報告書(研究実施状況報告書)」(様式E-4-1「研究実施状況報告書(表紙)」を添える。)を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。~~

【実績報告等に係る手続】

3-19 各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式F-7-2「実績報告書(研究実績報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の助成金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

~~「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については、上記「3-19」に代えて下記「3-~~

19-1」のとおりとする。

【実績報告等に係る手続】

3-19-1 各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内）に、研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」（様式E-3-2「収支決算報告書（表紙）」を添える。）及び様式F-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」（様式E-4-2「研究実績報告書（表紙）」を添える。）を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の助成金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

(略)

(略)

4 適正な使用の確保

(略)

5 研究活動における不正行為への対応

(略)

6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、科研費による研究活動に関わる全ての構成員（研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）に

~~19-1」のとおりとする。~~

~~【実績報告等に係る手続】~~

~~3-19-1 各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内）に、研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」（様式E-3-2「収支決算報告書（表紙）」を添える。）及び様式F-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」（様式E-4-2「研究実績報告書（表紙）」を添える。）を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の助成金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。~~

(略)

【国際活動の知見の活用】

3-22 補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究代表者及び研究分担者に対し当該研究機関の国際的な活動への参画を促すなど、当該補助事業で取得した国際活動の知見等について積極的な活用に努めること。

(略)

4 適正な使用の確保

(略)

5 研究活動における不正行為への対応

(略)

6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等

【コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施】

6-1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、科研費に

対して、定期的にコンプライアンス教育を実施し、受講状況等を把握すること。合わせて、定期的に啓発活動を実施し、補助金の不正な使用の防止に向けた意識の向上等を図ること。

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、科研費による研究活動に関わる研究者を対象に研究倫理教育を実施すること。

7 その他

(略)

【人権保護及び法令等の遵守に係る事務】

7-2 研究代表者又は研究分担者が、補助事業の遂行に当たり、以下のような関係する法令等を遵守しなければならない研究を実施する場合には、関係する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を行うこと。

- ・社会的コンセンサス(関係者の同意・協力)を得る必要がある場合
- ・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合(個人情報の守秘、人権の保護等)
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合(ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組換え実験を含む研究を実施する場合等)
- ・外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供(記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む。)又は貨物の輸出をしようとする場合

よる研究活動に関わる全ての構成員(研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者)に対して、定期的にコンプライアンス教育を実施し、受講状況等を把握すること。合わせて、定期的に啓発活動を実施し、補助金の不正な使用の防止に向けた意識の向上等を図ること。

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、科研費による研究活動に関わる研究者を対象に研究倫理教育を実施すること。

【研究活動の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保】

6-2 「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」等に基づき、科研費による研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な取組を行うこと。

7 その他

(略)

【人権保護及び法令等の遵守に係る事務】

7-2 研究代表者又は研究分担者が、補助事業の遂行に当たり、以下のような関係する法令等を遵守しなければならない研究を実施する場合には、関係する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を適切に行うために必要な体制等を整備し、当該事務を行うこと。

- ・社会的コンセンサス(関係者の同意・協力)を得る必要がある場合
- ・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合(個人情報の守秘、人権の保護等)
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合(ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組換え実験を含む研究を実施する場合等)
- ・外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供(記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む。)又は貨物の輸出をしようとする場合

<p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">間接経費の主な用途の例示</p> <p>被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。</p> <p>(1) 管理部門に係る経費</p> <p>(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費</p> <p>(イ) 管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など</p> <p>(2) 研究部門に係る経費</p> <p>(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費</p> <p>(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）</p> <p>(オ) 特許関連経費</p> <p>(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費</p> <p>(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費</p> <p>(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費</p> <p>(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費</p> <p>(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費</p> <p>(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費</p> <p>(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費</p> <p>(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費</p> <p>(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費 など</p>	<p style="text-align: center;"><u>【科研費の審査等への協力】</u></p> <p>7-3 <u>日本学術振興会から所属する研究者に独立行政法人日本学術振興会審査委員候補者データベースの更新依頼があった場合、必要な協力等を行うこと。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">間接経費の主な用途の例示</p> <p>被配分機関において、競争的研究費資金による研究の実施に伴う被配分研究機関の管理等に必要な経費（競争的研究費資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。</p> <p>(1) 管理部門に係る経費</p> <p>(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費</p> <p>(イ) 管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など</p> <p>(2) 研究部門に係る経費</p> <p>(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費</p> <p>(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）</p> <p>(オ) 特許関連経費</p> <p>(カ) 研究機器・設備（※）棟の整備、維持及び運営に係る経費</p> <p>※ <u>研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場</u></p> <p>(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費</p> <p>(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費</p> <p>(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費</p> <p>(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費</p> <p>(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費</p> <p>(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費</p>
---	--

<p>(3) その他の関連する事業部門に係る経費 (ソ) 研究成果展開事業に係る経費 (タ) 広報事業に係る経費 など</p> <p>※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。</p> <p>出典：競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針 (平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (令和元年7月18日改正))</p>	<p>(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費 (セ) ほ場の整備、維持及び運営経費 など</p> <p>(3) その他の関連する事業部門に係る経費 (キ) 研究成果展開事業に係る経費 (ク) 広報事業に係る経費 など</p> <p>※上記以外であっても、競争的<u>研究費資金</u>を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。</p> <p>出典：競争的<u>研究費資金</u>の間接経費の執行に係る共通指針 (平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (令和<u>3</u>元年<u>10</u>月<u>7</u>日改正))</p>
---	--